

石巻市震災遺構門脇小学校条例

(設置)

第 1 条 東日本大震災をめぐる事象と教訓を後世に伝え継ぐとともに、災害から命を守るための避難行動及び平時における訓練の重要性並びに地域を知ることの大切さを学ぶ場として、石巻市震災遺構門脇小学校（以下「震災遺構」という。）を石巻市門脇町四丁目 3 番 1 5 号に設置する。

(施設)

第 2 条 震災遺構は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 遺構（本校舎をいう。以下同じ。）
- (2) 震災伝承施設
 - ア 展示室
 - イ 多目的学習室
- (3) 交流施設
- (4) 屋外広場

(震災遺構への入場)

第 3 条 震災遺構は、第 1 条に掲げる目的のために入場することができる。

- 2 震災遺構に入場できる時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、入場できる時間を変更することができる。

(遺構)

第 4 条 震災遺構に入場した者であっても、第 2 条第 1 号の遺構内に立ち入ることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(休場日)

第 5 条 震災遺構の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（その日が休日のときは、その翌日）
- (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に休場することができる。

(行為の禁止)

第 6 条 震災遺構において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反すること。
- (2) 施設、設備又は資料等を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (3) 許可なくポスターその他の印刷物を掲示し、又は配布すること。
- (4) 許可なく寄附金の募集をし、又は物品の販売をすること。
- (5) 喫煙又は飲酒をすること。
- (6) 火気を使用すること。
- (7) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼす行為をすること。

- 2 市長は、前項の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある者に対し、震災遺構への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(利用の許可)

第7条 多目的学習室を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が前条第1項各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(2) 利用者が許可を受けた利用の目的に反し、又は許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があるとき。

(5) 公益上の理由により必要があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、震災遺構の管理上特に必要があるとき。

- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の停止を命じた場合において利用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第5号及び第6号に該当する場合は、この限りでない。

(入館料)

第9条 震災伝承施設に入館しようとする者は、別表第1に定める入館料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第10条 利用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 震災伝承施設の設備を利用しようとする者は、規則で定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館料等の減免及び還付)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）を減免することができる。

- 2 既に納入した入館料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、多目的学習室の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設及び設備を

原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 震災遺構の施設、設備又は資料等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、震災遺構の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により震災遺構の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 震災遺構の運営に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 震災遺構の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合においては、第3条第2項及び第5条第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条第2項及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条の見出し中「入館料」とあるのは「入館利用料金」と、同条中「別表第1に定める入館料」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、同条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表第2に定める使用料」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「規則で定める使用料」とあるのは「規則で定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条の見出し中「入館料等」とあるのは「入館利用料金等」と、同条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）」とあるのは「入館利用料金及び利用料金（以下「入館利用料金等」という。）」と、同条第2項中「入館料等」とあるのは「入館利用料金等」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第1中「入館料」とあるのは「入館利用料金」と、別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

4 入館利用料金等は、指定管理者の収入とすることができる。

(自主事業)

第15条 指定管理者は、第1条に掲げる目的を達成するため、市長の承認を得て、自主事業を営むことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第9条関係)

震災伝承施設入館料

区分	個人	団体(20人以上1人につき)
大人	600円	500円
高校生	300円	200円
小・中学生	200円	100円

別表第2 (第10条関係)

震災伝承施設使用料

施設名	金額
多目的学習室 (1時間当たり)	700円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、その端数を1時間に切り上げる。
- 2 冷暖房料は、1時間当たり100円とする。